

香川県条例第25号

香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成24年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第2条の2）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第12条）	第2章 歩道等（第3条—第12条）
第3章 立体横断施設の構造（第13条・第14条）	第3章 立体横断施設（第13条・第14条）
第4章 乗合自動車停留所の構造（第15条・第16条）	第4章 乗合自動車停留所（第15条・第16条）
第5章 路面電車停留場等の構造（第17条—第19条）	第5章 路面電車停留場等（第17条—第19条）
第6章 自動車駐車場の構造（第20条—第27条）	第6章 自動車駐車場（第20条—第27条）
第7章 旅客特定車両停留施設の構造（第28条—第37条）	第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第28条—第32条）
第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第38条—第42条）	
附則	附則
（定義）	（定義）
第2条 略	第2条 略
2 略	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1）有効幅員 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員又は道路構造条例第45条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。	（1）有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。
（2）～（4） 略	（2）～（4） 略

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 略

2 略

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(溝蓋)

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等に排水溝を設ける場合においては、溝蓋は、つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とするものとする。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 略

2 略

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(溝蓋)

第6条 歩道等に排水溝を設ける場合においては、溝蓋は、つえ、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とするものとする。

(勾配)

第7条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配及び横断勾配は、規則で定める勾配とするものとする。

第3章 立体横断施設の構造

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 路面電車停留場等の構造

第6章 自動車駐車場の構造

第7章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第28条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、規則で定める構造とするものとする。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子を使用している者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第30条の規定による基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第31条の規定による基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設

(勾配)

第7条 歩道等の縦断勾配及び横断勾配は、規則で定める勾配とするものとする。

第3章 立体横断施設

第4章 乗合自動車停留所

第5章 路面電車停留場等

第6章 自動車駐車場

置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、規則で定める構造とするものとする。

(出入口)

第29条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、規則で定める構造とするものとする。

(エレベーター)

第30条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、規則で定める構造とするものとする。

2 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第31条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路は、規則で定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとするものとする。

(エスカレーター及び階段)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーター及び階段は、規則で定める構造とするものとする。

(乗降場)

第33条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、規則で定める構造とするものとする。

(運行情報提供設備)

第34条 旅客特定車両停留施設には、旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第35条 旅客特定車両停留施設に設ける便所は、規則で定める構造とするものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第36条 乗車券等販売所、待合所及び案内所は、規則で定める構造とするものとする。

2 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第37条 乗車券等販売所に設ける券売機のうち1以上の券売機は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第8章 略

(案内標識)

第38条 略

2 略

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、規則で定める基準に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第28条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第28条 略

2 略

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所には、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第39条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自転車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と規則で定める基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第36条の規定による基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4・5 略

(休憩施設)

第40条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の設備に設ける優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）には、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

(視覚障害者誘導用ブロック)

第29条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2・3 略

(休憩施設)

第30条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第41条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第42条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

第31条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第32条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路については、改正後の第2条、第3条から第7条まで及び第39条から第42条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。